# 2027 年度 ハタチ基金助成金
# 募集要項

公益社団法人ハタチ基金

東京都中野区中野 5 丁目 15 番 2 号

TEL : 03-3228-5033

1. 趣旨

ハタチ基金は、東日本大震災発生時に 0 歳だった子どもが二十歳を迎えるまで支援を続けることを掲げ、助成事業を行ってきました。被災地の子どもたちが「復興の先の未来」を自ら切り拓いていくためには、挑戦を支える大人の存在と、地域からの温かな後押しが欠かせません。残された活動期間において、私たちは、子どもたちの成長を継続的に支える**自立的な地域団体の増加**に、より一層貢献していきたいと考えています。

2027 年度は、通常の活動支援に加え、引き続き**団体の組織基盤を強化する取り組み**にも重点を置き、積極的に応援してまいります。皆さまからのご申請を心よりお待ちしております。

2. 名称

ハタチ基金助成金

3. 助成総額

1 億円

4. 助成内容

＜対象事業＞

以下の事業を実施するために要する費用を対象とします。

(1)東日本大震災の被災地の子どもの学力やその他の能力を向上させるための事業

(2)東日本大震災の被災地の子どものメンタルをケアするための事業

(3)東日本大震災の被災地の子どもの生活や教育環境を改善又は向上させるための事業

(4)東日本大震災の被災地の子どもの健康状態を改善又は向上させるための事業

(5)東日本大震災の被災地の子どもの地域社会への参画等を促進するための事業

(6)その他、東日本大震災の被災地の子どもの育成を通して復興に寄与するために必要な事業として認められる事業

＜助成上限額＞

1,000 万円

※直近年度の総支出総額を超えた申請は特別な事情がない限り認めません。

※新設団体は、申請活動における総事業費の 80%までを申請上限とします。

＜対象期間＞

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

＜対象経費＞

申請事業実施との関連が明確に特定できる下記費用が対象経費となります。

| 費用 | 内容例 |
|---|---|
| 謝金 | 委員、講師等外部専門家に対する謝金 |
| 人件費 | 職員給与・手当・アルバイト賃金 |
| 旅費 | 職員、外部講師交通費 |
| 研修費 | 職員育成にともなう研修への参加費 |
| 使用料・賃借料 | 会議室使用料、イベント会社代、機器のレンタル代 |
| 広告宣伝費 | 新聞、雑誌等への広告掲載料等 |
| 印刷製本費 | チラシ、資料等の印刷費 |
| 通信運搬費 | 電話料、宅配便、郵送料 |
| 消耗品費 | 消耗品、燃料費、材料、書籍等の購入費 |
| 会議費 | 茶菓子等経費 |
| 資料作成費 | 教材等の作成費 |
| 委託費 | ホームページ制作委託、調査委託 |
| 施設等設備費 | 施設等の設備費 |
| 施設運営費 | 施設等家賃、光熱水費 |
| 備品費 | 備品の購入経費、長期間使用してきた設備の改修・買い替え |
| その他 | 団体の基盤強化にかかる経費、上記以外で特に必要とされる経費 |

※2026 年度からは、**組織基盤の強化につながる具体的な取り組み**を企画し、必要な人材の

採用や、専門的な業務の外部委託などを行う申請を積極的に助成しております。

＜助成対象外経費＞

・申請事業との関連が明確にできない経費

・証拠資料等によって金額、支払い、使途等が確認できない経費

・助成対象期間外の経費

5. 申請資格要件

(1)運営団体

①本助成金の目的に賛同し、被災地の子どもたちへの支援を継続的に活動できる体制等が整っている団体であること

②下記のうち、いずれかの法人格を有する団体であること

- 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年三月二十五日法律第七号)に基づいて設立された法人をいう)
- 認定特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年三月二十五日法律第七号)に基づいて設立された法人で同法第 44 条の認定を受けた法人(同法第 58 条の仮認定を受けた法人を含む)をいう)
- 一般社団法人、一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法 2 律第四十八号)に基づいて設立された法人をいう)
- 公益社団法人、公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法 律第四十八号)に基づいて設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)により公益認定を受けた法人をいう)

③事務局等の活動拠点を東日本大震災の被災地 3 県(岩手県、宮城県、福島県をいう)内に有している団体であること

(2)活動実績

日本国内の青少年に対する支援活動を概ね 3 年以上継続し、当該分野における実績を残していること

(3)復興活動実績

東日本大震災の被災地の子ども支援を概ね 3 年以上継続した実績があること

※(2)(3)について、新設団体においてはその主たる構成員がこれまでに従事してきた活動を実績と見なす

6. 選考・交付

(1) 選考にあたっての主な審査基準

【方向性・効果性】

・子どもたちを取り巻く課題を緩和・解消する活動であるか。

・子どもたちの中長期的な成長に寄与する活動であるか。

・子どもたちの思いに誠実に向き合い、それぞれの可能性を伸ばそうとする活動であるか。

【計画性】

・事業実施期間内に確実に実施できる方法、計画、体制で立案されているか。

・事業を実施する経費が適正に計上されているか。資金計画が現実的で適切か。

【課題認識】

・活動の前提となる課題が、震災後どのように生じ、または深刻化してきたかを明確に把握しているか。

【地域理解・関係性】

・地域の被災度や、現状の復興フェーズに即した活動であるか。

・地域と連携し、地域のニーズに応える活動であるか。

【継続性】

・団体運営や活動継続について中長期的なビジョンが描けているか。

・次年度以降のファンドレイズ計画を定める、資金調達チャネルの拡大を目指す等、団体の組織基盤を強化するために有効かつ具体的な取り組みが計画されているか。また、そのため

の経費を見込んでいるか。

・活動の中長期的な継続を目指し、今後の中核人材となり得るメンバーを配置するなど、持続可能性を高める体制であるか。

【発展性】

・活動の状況を広く発信し、継続・発展に向けた新たな支援を呼び込むことができるか。

・他地域や他団体の活動への波及が見込めるか。

(2)選考及び助成の決定

[選考の流れ(予定)]

始めに、提出書類による書類審査を実施いたします。書類審査を通過した団体においては、事務局にて面談を実施させていただきます。日程は個別に調整の連絡をさせていただきます。面談でお聞きした内容は選考委員会(2027 年 3 月中旬以降を予定)でご報告し、選考委員の皆様に助成団体、助成の金額について審査いただきます。その後、理事会で最終決定いたします。

書類審査で不採択となった団体にはご連絡いたしませんのでご了承ください。

[最終決定後の流れ]

決定後、助成の可否についての決定通知を送付します。助成団体には契約書類を同送します。

[選考への問い合わせ]

選考内容についてのお問い合わせにはお答えできません。

(3)助成金の支払い

指定された口座に助成金の支払いを行います。(時期及び回数は団体ごとに協議いたします。)

7. 助成申請手続き

＜手続きの手順＞

1.申請書の入手

当社団のウェブサイトからダウンロードしてください。

2.申請書の送信

申請書及び必要な書類は PDF 形式に変換して E メールに添付し、事務局メールアドレスへ送信してください。メール本文には、団体名と申請担当者の氏名、連絡先メールアドレスおよび電話番号を記載してください。

事務局で受信できるメールのデータ容量は最大 10MB 程度です。データ容量が大きい場合は 2 通に分けて送信するなど、10MB を越えないようにしてください。

＜申請時に必要な書類＞

① 申請書(指定様式)

② 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書写し(スキャンしたもの)

③ 申請時年度の事業計画書、収支予算書(団体として、総会等で決議された最新のもの)

④ 申請時直近年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録(団体として、総会等で決議された最新のもの。新設団体においては、同書類を有していない場合は不要です。)

⑤ 経理処理体制確認書(指定様式)：過去にハタチ基金から助成を受けていない団体のみ提出

※その他必要に応じて、参考資料を求める場合があります。

＜提出先＞

公益社団法人ハタチ基金 事務局 宛

メールアドレス：grant@hatachikikin.com

8. 活動・使途の報告等

(1)広報活動への協力

当社団のウェブサイトや活動報告書、メールマガジンなどで助成団体として、団体の名称、活動状況などを紹介する予定です。掲載文面の作成や写真の提出などにご協力いただきます。また、自団体のウェブサイトや広報誌、活動報告書などに助成を受けていることの表示やロゴ掲載をお願いいたします。

(2)助成金の使途の報告

助成金の使途について、助成期間終了後 3 ヶ月以内に報告書(会計報告・証憑含む)を提出していただきます。報告書については、助成期間終了までに事務局よりご案内します。また、事業の進捗状況等について、中間報告を求める場合があります。

(3)助成金の使途の監査

助成金の使途の合理性及び効率性を確保することを目的に、助成期間終了・報告書の提出後に、第三者による監査を行う場合があります。詳細については、追って事務局よりご案内します。

9. スケジュール予定

申請受付期間:2026 年 11 月 20 日(金)～ 2027 年 1 月 13 日(水)※23:59 必着

事務局面談: 2027 年 2 月 8 日(月) ～ 2 月 26 日(金)※オンラインで実施

助成決定時期:2027 年 3 月末

助成入金時期:2027 年 4 月末～5 月末

10. 助成金の交付決定の取消し、中止、および返還

以下のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部を返還していただきます。

(1) 申請書・報告書等に虚偽の記載があることが発覚したとき

(2) 助成金を目的以外の活動に使用したとき

(3) 対象となる事業が中止になったとき

(4) 活動終了後の報告が提出されないとき

(5) 活動終了後の監査に応じないとき

11. 本募集に関するお問い合わせ先

公益社団法人ハタチ基金 事務局 宛

電話 : 03-3228-5033

メールアドレス : grant@hatachikikin.com

※受付時間 : 平日 9 時～18 時